

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

「新宮町人権教育・啓発基本指針 (改定版) 素案」に対する意見募集

町では、平成20年3月に「新宮町人権教育・啓発基本指針」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進しています。

基本指針の策定以降、国際化や情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化し、さらに、障がいや理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備が進んでいます。

これらの人権を取り巻く状況の大きな変化をふまえて、基本指針の見直しを行うこととし「新宮町人権教育・啓発基本指針(改定版)」の素案を作成しました。この指針をよりよいものとするため、みなさんから意見を募集します。

なお、提出された意見の概要と町の考え方などは後日公表します。個別の対応・回答は行いません。

【資料閲覧・意見提出期間】

11月10日(火)～12月9日(水)

【資料閲覧・意見提出用紙配付場所】

役場総務課、そびあしんぐう、シーオーレ新宮、町ホームページ

※資料および意見提出用紙は、町ホームページから取得することができます。

【意見提出方法】

○メール jinken@town.shingu.fukuoka.jp

○郵送 〒811-0192 新宮町緑ヶ浜1-1-1
新宮町総務課人権推進室

○FAX 962-2078

○持参

※電話や来庁による口頭での意見は受け付けていません。

※素案と無関係の意見や単なる苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱いません。

【意見の提出ができる人】

○町内に住所を有する人

○町内に事務所または事業所を有する人

○町内の事務所または事業所に勤務する人

○町内の学校に在学する人

○パブリックコメントに係る事案に利害関係をする人

全国一斉

女性の人権ホットライン

強化週間

11月12日(木)から18日(水)までの7日間、「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力、職場でのセクハラ、ストーカーなど、女性に関する人権問題のご相談を受け付けます。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されるため、どんな些細なことでも、ひとりで悩まず相談ください。

【相談日時】

○11月12日(木)・13日(金)・16日(月)・17日(火)・18日(水)の午前8時30分～午後7時

○11月14日(土)・15日(日)の午前10時～午後5時

【相談電話番号】

☎0570-070-810(全国共通)

【問い合わせ先】

福岡法務局人権擁護部 ☎739-4151

問い合わせ先 役場人権推進室(総務課内) ☎963-1730(直)